

取 扱 職 種 範 囲 等 変 更 命 令 通 知 書

殿

法 務 大 臣

厚生労働大臣

㊟

㊟

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第 27 条第 2 項により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第 3 項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

1 許可番号	
(ふりがな) 2 監理支援機関の名称	
3 変更内容	
4 期限	
5 変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。